

ぐんま賃上げ促進支援金

群馬県では、従業員の賃金を5%以上引き上げた
県内の中小企業等を対象に、
従業員1人あたり5万円(最大20人分)を支給します。

支給額

従業員1人あたり5万円、最大20人分
(1事業所あたり最大100万円) ※原則、法人番号単位での申請

支給対象者

県内に事業所を有する中小企業等
※公益法人、協同組合、個人事業主(従業員1人以上雇用)も含む。

支給要件

(1) 賃上げの対象従業員

県内事業所に勤務する正規及び非正規雇用労働者
※非正規雇用労働者は、週所定労働時間が20時間以上であること。

(2) 賃上げ額

令和7年4月1日から令和7年11月30日までの期間において、
従業員の賃金を賃上げ月の前月と比較して5%以上引き上げ
※賃上げの対象は基本給とし、定期昇給・ベースアップは問わない。
※最低1月以上、引き上げ後の賃金支給実績があること。
※賃上げ額の確認は、支援金の対象として申請された従業員についてのみ行う。
(例：従業員数20人の事業所で、5人の従業員の賃金を
それぞれ5%以上引き上げた場合は、5人分の支援金が申請可能)

(3) その他

- ① 引き上げ後の賃金水準を1年間継続すること。
- ② 法人の場合、パートナーシップ構築宣言の宣言企業であること。
- ③ 賃上げを目的とする他の助成金等を受給していないこと。

市町村連携

太田市・渋川市・玉村町・大泉町が上乗せを実施

申請期間

令和7年7月14日(月)から令和7年12月26日(金)まで
※予算上限に達した場合は前倒しで終了。

申請方法

特設サイトから申請

<https://gunma-chinage.pref.gunma.jp/>



詳細は裏面

支援金申請について

支給対象者

【法人の場合】

以下の項目全てに該当すること。

- ① 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に規定する中小企業者の範囲で事業を営む者であって、法人税法(昭和40年法律第34号)第2条に規定する法人のうち、公益法人等※1、協同組合等※1及び普通法人※1に該当
- ② 群馬県内に本社若しくは主たる事業所があること又は支店若しくは営業所等の事業所が群馬県内にあること。ただし、営業実態がなく、法人住民税を免除されている者を除く。
- ③ 群馬県内の事業所に常時使用する従業員※2を1人以上雇用していること。
- ④ 国税及び地方税を滞納していないこと。
- ⑤ 過去に国・都道府県・市区町村等の助成事業において、不正受給による不支給決定又は支給決定の取り消しを受けたことがないこと。
- ⑥ 過去5年間に重大な法律違反等がないこと。
- ⑦ 風俗営業法等の規則及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第5項に規定する「性風俗関連特殊営業」を行っていないこと。
- ⑧ 暴力団又はその構成員若しくは暴力団及び構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にある団体、又はこれらと密接な関係を有する者でなく、経営に暴力団及び暴力団員が実質的に関与していないこと。
- ⑨ 会社更生法等に基づく再生又は更生手続を行っている者ではないこと。

【個人事業主の場合】

以下の項目全てに該当すること。

- ① 群馬県内の税務署へ開業届を提出していること。
- ② 中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者の範囲で事業を営む者であって、上記②から⑨全てに該当すること。

※1：次の①から⑥に該当する者は除く。

- ① 構成員相互の親睦、連絡及び意見交換等を主目的とする者(同窓会、同好会等)
- ② 特定団体の構成員又は特定職域のみを対象とする福利厚生、相互救済等を主目的とする者
- ③ 特定個人の精神的、経済的支援を目的とする者(後援会等)
- ④ 群馬県が設立した法人
- ⑤ 法人格のない任意団体、政治団体、宗教団体
- ⑥ 公益法人、協同組合等で事業規模の大きい者
※事業規模の大きい者とは以下のいずれにも該当しない者
・ 資本金の額又は出資の総額が3億円以下であること。
・ 常時使用する従業員の数が300人以下であること。

※2：「常時使用する従業員」とは、労働基準法第20条の規定に基づく「あらかじめ解雇の予告を必要とする者」とし、以下①～④に該当しない者とする。

- ① 会社役員、個人事業主
- ② 日々雇い入れられる者
- ③ 2か月以内の期間を定めて使用される者
- ④ 季節的業務に4か月以内の期間を定めて使用される者

【中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者】

業種	中小企業者 (下記のいずれかを満たす者)		小規模企業者
	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数	常時使用する従業員の数
①製造業、建設業、運輸業	3億円以下	300人以下	20人以下
②卸売業	1億円以下	100人以下	5人以下
③サービス業	5,000万円以下	100人以下	5人以下
④小売業	5,000万円以下	50人以下	5人以下
⑤その他業種	3億円以下	300人以下	20人以下

添付書類

- ① 支給対象従業員に係る労働条件通知書の写し又は雇用契約書の写し
 - ② 賃金台帳の写し(賃上げ月分及びその前月分)
 - ③ 支援金振込先口座情報(金融機関名、支店名、預金種目、口座番号、口座名義等)が分かる預金通帳の写し等
- ※審査において、その他必要な書類があれば提出を求めることがあります。

申請方法

特設サイトの申請フォームから申請ください。

特設サイト：<https://gunma-chinage.pref.gunma.jp/>



※振込までの期間は、申請書類の不備等の状況や申請が殺到している時期などにおいて、さらに期間を要する場合があります。予め御了承ください。

お問い合わせ

【ぐんま賃上げ促進支援金について】

ぐんま賃上げ促進支援金事業事務局

電話 050-6883-8771【受付時間 9：00～17：00(土・日・祝・お盆期間を除く)】

お問い合わせフォーム <https://taylori.com/f/gunma-chinageshien/>



【市町の上乗せ支援について】

太田市役所 産業環境部 産業政策課	電話 0276-47-1846	玉村町役場 経済産業課	電話 0270-65-7144
渋川市役所 産業観光部 産業政策課	電話 0279-22-2596	大泉町役場 住民経済部 経済振興課	電話 0276-63-3111